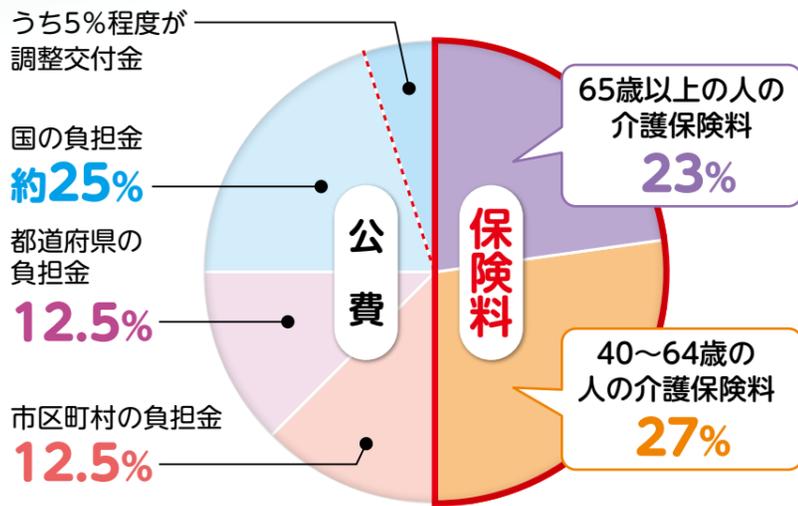


*介護保険料

介護保険は、介護や支援が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。みなさんが納める「介護保険料」と、国、都道府県、市区町村が負担する「公費」を財源として運営されています。

*介護保険の財源構成(令和6~8年度) ●利用者負担分は除く



保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



財源の半分が保険料です!

*介護保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに明石市の担当窓口にご相談ください。

納期限を過ぎると 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められ、滞納分の保険料にあてられる場合があります。

2年以上滞納すると サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

みなさんが納める保険料は、制度を運営するための大切な財源です。介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

40~64歳の人(第2号被保険者)の介護保険料

40~64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まり、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。



	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決まり方	保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ●40~64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。自分の保険料額を確認してみましょう(▶P29)。



納め方 65歳の誕生日の「前日」がある月の分から納めます。受給している年金額により、下記の「特別徴収」または「普通徴収」で納めます。
●納め方は法律で決まっているため、個人で選ぶことはできません。

年金から支払い(特別徴収) 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円以上**の人

年金の定期支払い(年6回)の際に、年金の受給額からあらかじめ差し引かれます。

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 政令で規定された「特別徴収の対象となる年金」を受給していない場合
- 老齢基礎年金を繰り下げているため受給していない場合
- 受給する年金の種類が変わった場合
- 年金の年額が18万円未満の場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 など

●特別徴収のイメージ

前年度	本年度						
	2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
本徴収	仮徴収			本徴収			

年間の介護保険料額は、毎年7月に決定されます。そのため前年度から継続して特別徴収の人は、
①4・6・8月は前年度2月と同額を納めます(仮徴収)。
②10・12・2月は確定した年間保険料額から、すでに納付している仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます(本徴収)。

納付書/口座振替(普通徴収) 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が **年額18万円未満**の人

明石市から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

口座振替がおすすめです!

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
 - 預(貯)金通帳
 - 通帳届け出印
- 申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めます。



* 保険料額は所得等に応じて決まります (65歳以上の人)

65歳以上の人々の保険料額は、「基準額」をもとに、本人や世帯の前年の課税状況、所得などに応じて決まります。基準額とは、保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに介護保険給付にかかる費用（介護サービスの利用量など）や65歳以上の人数などから算出します。そのため、市区町村ごとに保険料額は異なります。

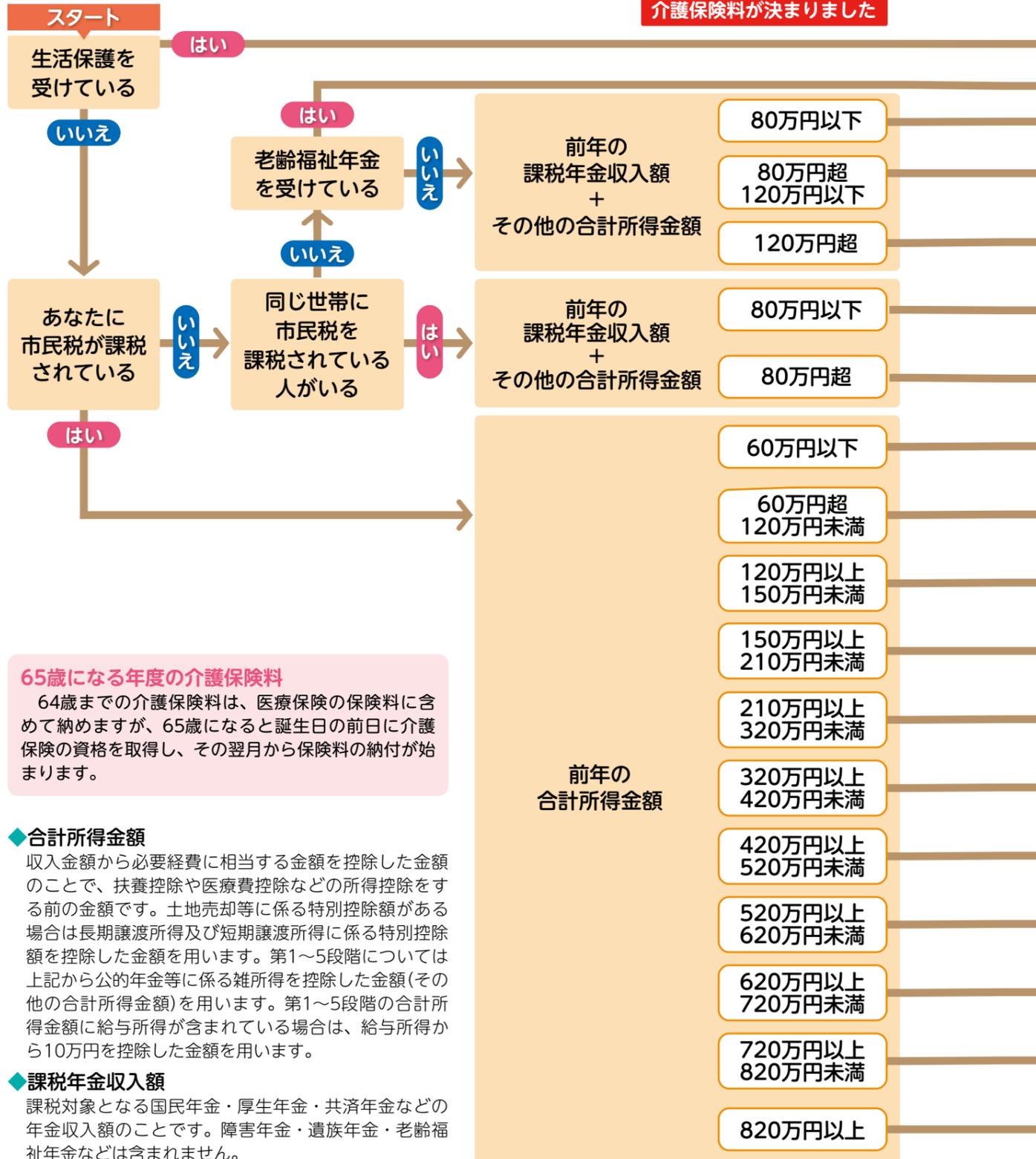
基準額(年額)
74,400円

=

明石市で
介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人
の負担分(23%)
明石市の65歳以上の人数

● 自分の保険料額を確認しましょう (65歳以上の人)

令和6年4月からの
介護保険料が決まりました



65歳になる年度の介護保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳になると誕生日の前日に介護保険の資格を取得し、その翌月から保険料の納付が始まります。

◆ 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除額がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額(その他の合計所得金額)を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

◆ 課税年金収入額

課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

● 明石市の令和6～8年度の所得段階別介護保険料

● 第1段階から第3段階の保険料額は公費により軽減されています。

保険料段階	対象となる人	賦課割合	年間保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.285	21,204円
第2段階	本人が市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が	80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.485 36,084円
第3段階		120万円超の人	基準額 × 0.685 50,964円
第4段階		80万円以下の人	基準額 × 0.85 63,240円
第5段階	本人が市民税課税 世帯員に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が	80万円超の人	基準額月額 6,200円 74,400円
第6段階		60万円以下の人	基準額 × 1.05 78,120円
第7段階		60万円超120万円未満の人	基準額 × 1.18 87,792円
第8段階		120万円以上150万円未満の人	基準額 × 1.22 90,768円
第9段階		150万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.28 95,232円
第10段階		210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5 111,600円
第11段階		320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.7 126,480円
第12段階		420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.9 141,360円
第13段階		520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.1 156,240円
第14段階		620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.3 171,120円
第15段階		720万円以上820万円未満の人	基準額 × 2.4 178,560円
第16段階	820万円以上の人	基準額 × 2.5 186,000円	